

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画に関する世界・国・奈良県の動き

	世界の動き	国の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）の開催 ・「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）採択（国連サミット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」制定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」閣議決定
平成28年 (2016年)		
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・G7タオルミーナ・サミット開催（イタリア）、宣言文採択 ・APEC女性と経済フォーラム開催（ベトナム）声明文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法*」改正 ・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し）
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント*対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定
平成31年 /令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「G20大阪首脳宣言」採択（G20サミット） ・「男女平等に関するパリ宣言」（G7パリサミット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革関連法」一部施行 ・「女性活躍推進法*」改正 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律*」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連婦人の地位委員会（北京+25）記念会合の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画*」閣議決定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「新子育て安心プラン」策定
令和3年 (2021年)		<ul style="list-style-type: none"> ・世界経済フォーラム公表「ジェンダー・ギャップ指数*（GGI）」にて日本が156か国中120位 ・「育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」制定 ・「女性デジタル人材育成プラン」決定
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「G7ジェンダー平等*大臣共同声明」（栃木県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針*」策定 ・「性的指向*及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律*」制定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律*」公布 ・「第5次男女共同参画基本計画」一部変更の閣議決定
令和6年 (2024年)		
令和7年 (2025年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新・女性デジタル人材育成プラン」決定 ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律」公布
令和8年 (2026年)		

<p>・奈良県の動き ○斑鳩町の動き</p>
<p>・「奈良県女性の輝き・活躍推進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」策定 ○「女と男が輝く未来計画－第3次斑鳩町男女共同参画推進計画－」策定 ・「なら女性活躍推進倶楽部」設置</p>
<p>・「女性活躍推進に関する意識調査」実施</p>
<p>・「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）」策定 ○「斑鳩町特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法*）」策定</p>
<p>○「斑鳩町パートナーシップ宣誓制度*」開始</p>
<p>○「女と男が輝く未来計画－第4次斑鳩町男女共同参画推進計画－」策定</p>

ジェンダー平等

一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

第5次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進をはかるため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めたものです。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性の福祉の増進をはかるため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立してらせる社会の実現に寄与することを目的として、令和6年4月1日に施行されました。

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議によって決定し、令和2年度～令和4年度を「集中強化期間」として再犯防止プログラムの拡充など性犯罪・性暴力対策の取組みを強化してきました。令和5年度～令和7年度は「更なる集中強化期間」とし、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組みを強化しています。

性的指向*及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、令和5年6月に施行されました。

2. 斑鳩町の取組み

本町では、かねてから生涯学習事業などで女性問題の視点を取り上げたり、保育園や高齢福祉サービスを充実させるなど、女性の社会参加を支援する施策の推進に努めてきました。

国内外で女性問題への関心が高まるなかで、平成6年（1994年）4月に総務部企画公室に女性施策担当を配置、同年8月には「男女共同参画社会についての町民意識調査」を実施し、本格的に男女共同参画社会の実現をめざした取組みを開始しました。

平成8年（1996年）6月には、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画社会推進懇話会」からの提言に基づき、県内町村では初めての男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定しました。

その後、計画に基づき、女性セミナーの開催や子育て支援の充実などに取り組むとともに、平成12年（2000年）10月には、男女共同参画社会の形成にむけて広く意見を求めるため、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画推進委員会」を設置しました。委員会では、国内外の新しい動きや町施策の推進状況をふまえ、計画の見直しと実施計画の策定について審議がすすめられ、平成13年（2001年）10月に「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会提言」が提出されました。この提言に基づき、平成14年（2002年）3月、「女と男が輝く未来計画」を改定し、「女と男が輝く未来計画実施計画」を策定しました。

平成16年（2004年）4月には、県内町村では初めての条例となる「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定し、平成18年（2006年）3月に「女と男が輝く未来計画－第2次斑鳩町男女共同参画推進計画－」を策定して以降、これまで3次にわたり継続して男女共同参画社会にむけて施策の充実をはかるべく体制を整えてきました。

こうしたなか、令和6年（2024年）9月、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施し、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画推進委員会」において新計画策定にむけての審議をすすめ、令和8年（2026年）3月に本計画を策定し、男女共同参画をめぐる新たな課題の解決にむけた取組みをすすめようとしています。

3. 男女共同参画に関する社会の状況

(1) 人口減少社会の到来、少子高齢化の進行

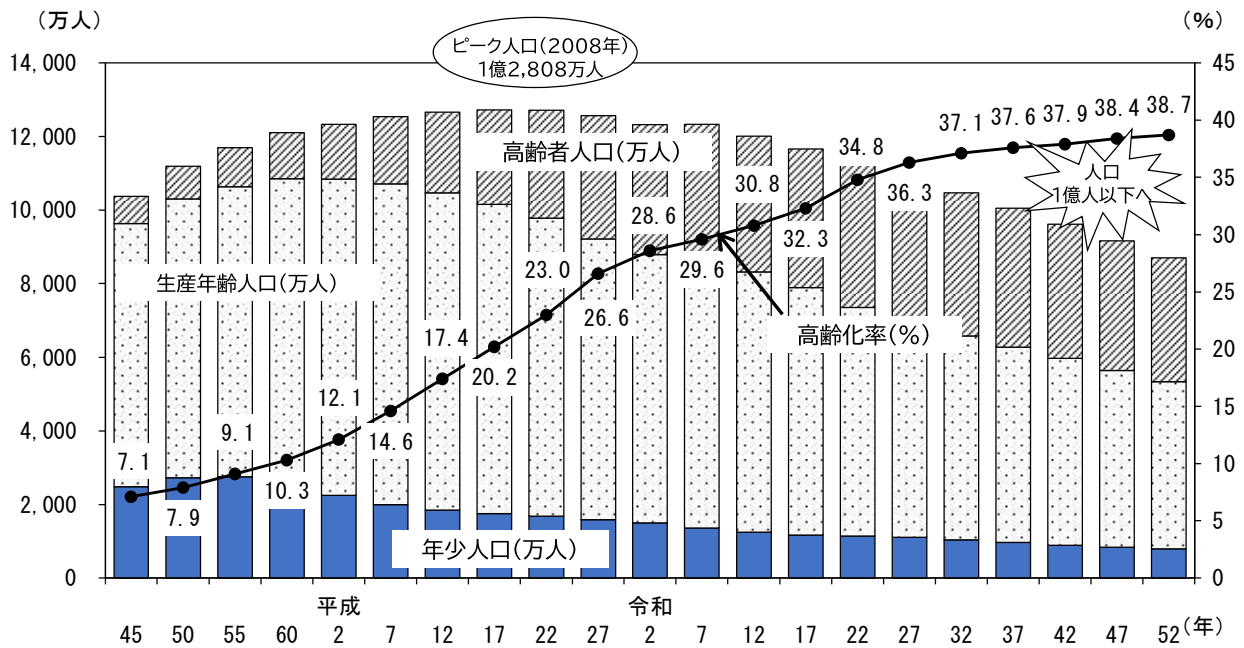
国立社会保障・人口問題研究所によれば、わが国の人口は昭和45年（1970年）以降一貫して増加していましたが、平成20年（2008年）をピークに人口減少局面に入り、令和52年（2070年）には総人口が現在の7割にまで減少すると推計されています。

また、わが国は世界有数の長寿国である一方で、出生率の低下は著しく、令和12年（2030年）には高齢化率が30%を超えるという超高齢社会を迎えると予測されています。

本町においても、「0～14歳（年少人口）」は平成27年から令和2年にかけて微増しているものの、平成17年から平成27年にかけては減少しています。また、「15～64歳（生産年齢人口）」は減少し、「65歳以上（老年人口）」は増加しています。令和2年の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）をみると、30.4%と全国平均（28.6%）より高く、「65歳以上（老年人口）」が「0～14歳（年少人口）」を上回り、少子・高齢化の進展がみられます。

こうした状況のなかで、持続的で活力のある社会を築くためには、最大の社会資源である「ひと」一人ひとりの能力を最大限に発揮できる社会をつくり上げていくことが必要となります。

【高齢化率と年齢3区分人口（全国）】



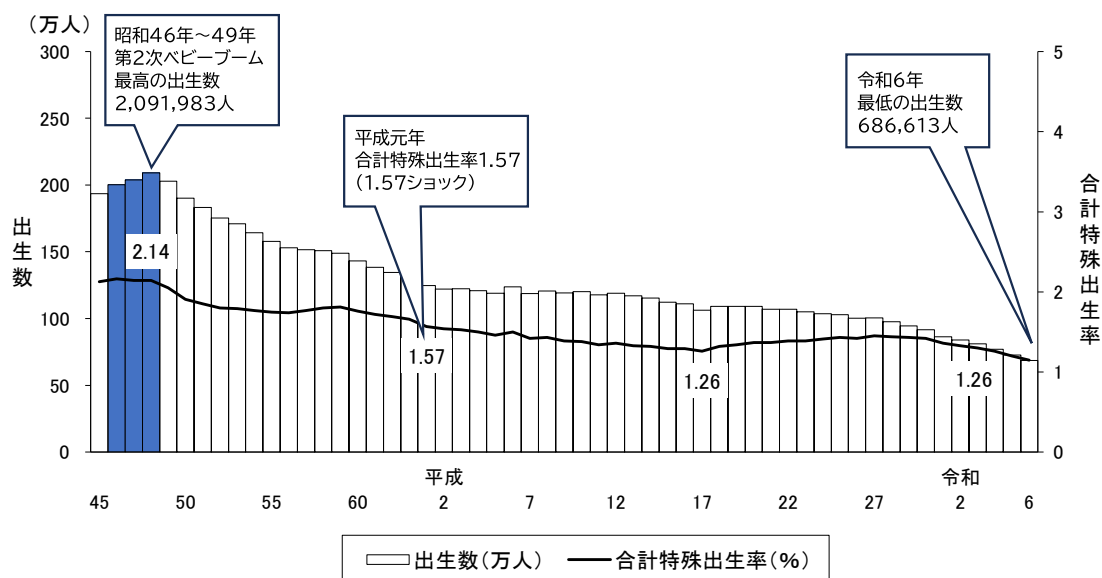
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（年月推計）

【高齢化率と年齢3区分別人口（斑鳩町）】

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	27,816	100.0	27,734	100.0	27,303	100.0	27,587	100.0
0～14歳 （年少人口）	3,839	13.8	3,798	13.7	3,790	13.9	3,831	13.9
15～64歳 （生産年齢人口）	18,499	66.5	17,167	61.9	15,619	57.2	15,222	55.2
65歳以上 （年老人口）	5,477	19.7	6,697	24.1	7,875	28.8	8,393	30.4
高齢化率（%）	19.7		24.1		28.8		30.4	

資料：総務省「国勢調査」

【出生数と合計特殊出生率*の推移（全国）】



資料：厚生労働省「人口動態調査」

【出生数と合計特殊出生率*】

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数	斑鳩町	214	266	198	209	217	171
合計 特殊 出生率	全国	1.26	1.39	1.45	1.33	1.30	1.26
	奈良県	1.19	1.29	1.38	1.28	1.30	1.25
	斑鳩町	H15-19	H20-24	H25-29	H30-R4		
		1.15	1.38	1.47	1.51		

資料：厚生労働省「人口動態調査」

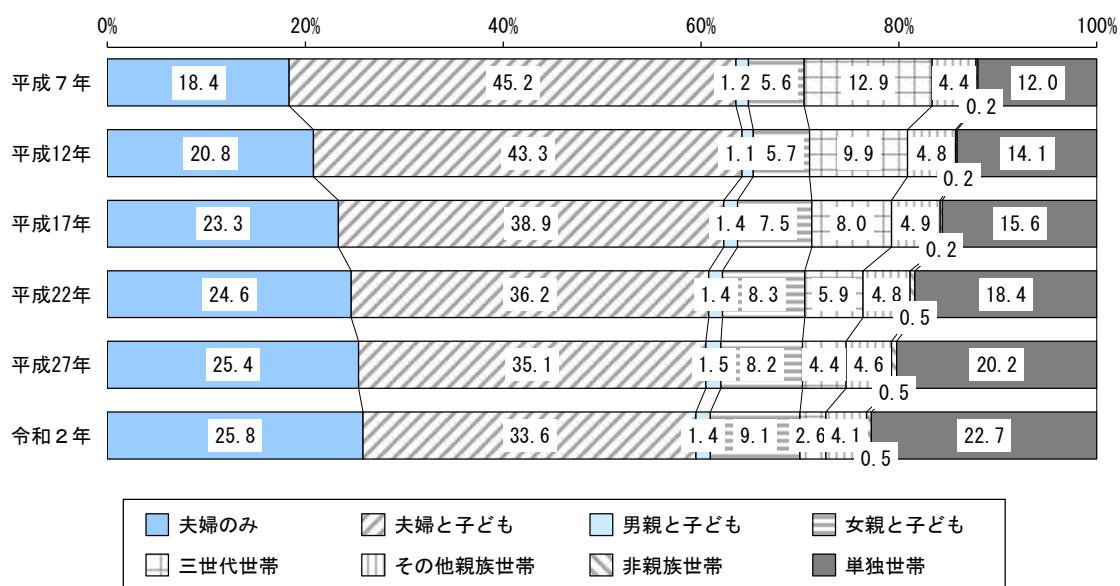
(2) 結婚と世帯の変化

世帯構成をみると、これまで多数を占めていた夫婦と子、あるいは三世帯世帯が減少し、夫婦のみ世帯、ひとりぐらし世帯（単独世帯）、ひとり親と子の世帯が増加しており、家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化がすすんでいます。

また、離婚率をみると、全国では平成15年から令和2年にかけて概ね減少傾向にある一方で、本町では増加と減少を繰り返し、令和6年には1.55となっています。未婚率については、本町・奈良県・全国のすべてにおいて男女ともに減少傾向にあります。

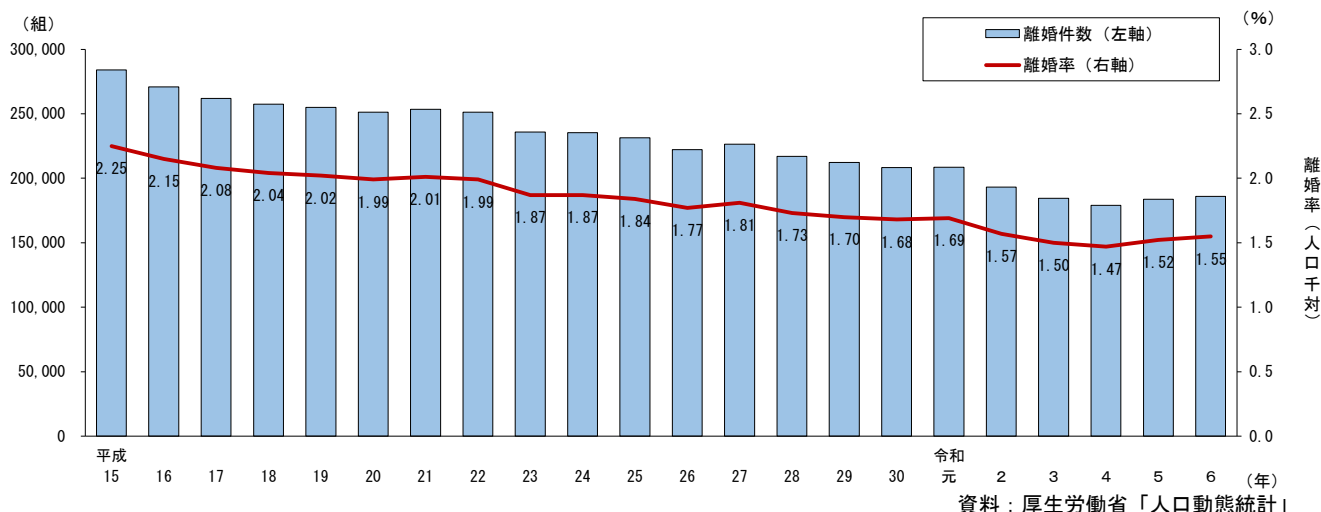
一方で、令和6年度に行った「男女共同参画に関する住民意識調査」によれば、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」に「賛成」と回答する人の割合が、前回調査よりも20.5ポイント高くなっており、結婚に関する考え方に大きな変化がみられます。

【世帯類型別構成比の推移（斑鳩町）】



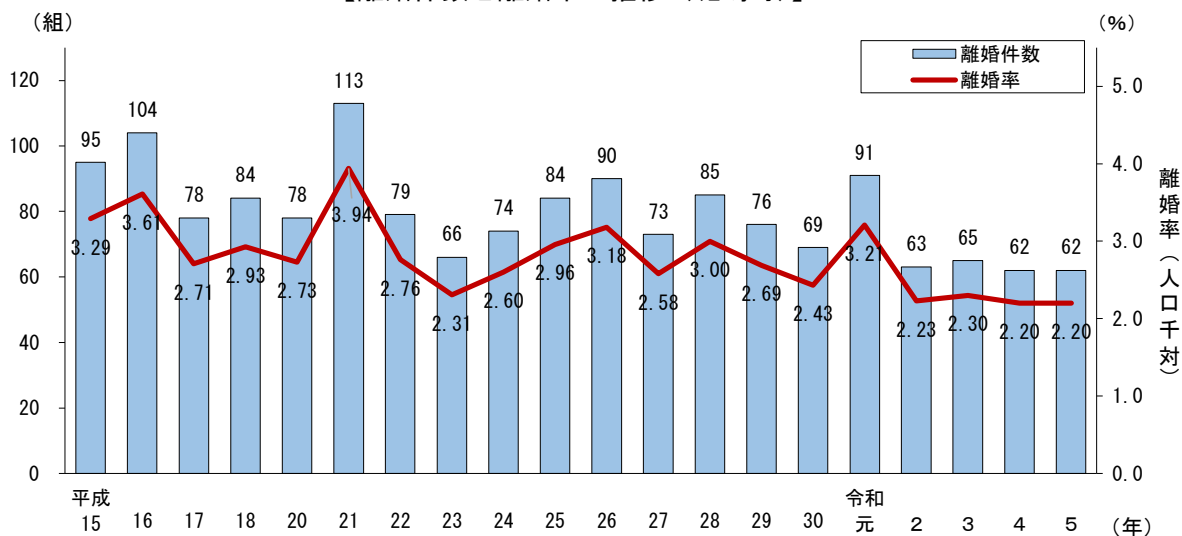
資料：総務省「国勢調査」

【離婚件数と離婚率の推移（全国）】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【離婚件数と離婚率の推移（斑鳩町）】



資料：住民生活部 住民課

【未婚率の推移（斑鳩町・奈良県・全国）】

(単位：%)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
斑鳩町 (男性)	27.4	26.4	26.0	25.2
斑鳩町 (女性)	23.1	22.2	21.3	20.7
奈良県 (男性)	28.6	28.3	28.2	27.8
奈良県 (女性)	23.3	22.9	22.7	22.0
全国 (男性)	31.4	31.3	30.9	30.4
全国 (女性)	23.2	22.9	22.7	22.5

資料：総務省「国勢調査」

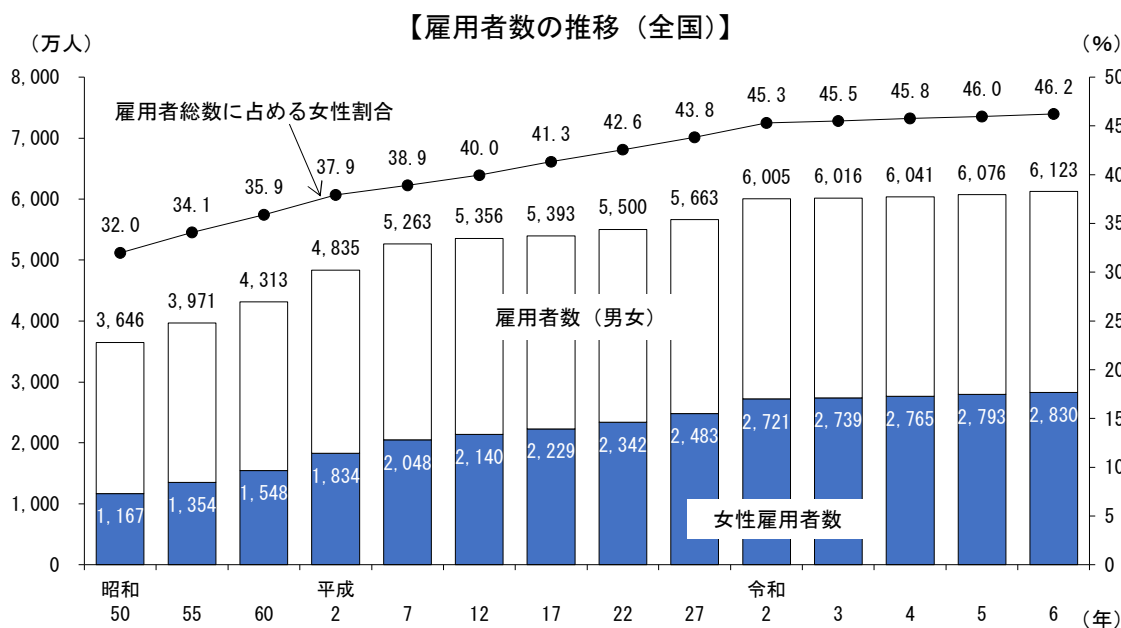
(3) 就業環境の変化

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法*などの法整備がすすむにつれ、働く女性が増え、雇用の場における女性の存在は大きくなりつつあります。

令和6年(2024年)の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、女性55.6%、男性71.5%、就業率は、女性54.2%、男性69.6%となっています。また、就業構造をみると、正規雇用率(就業者に占める正規雇用者の割合)では、女性が42.1%に対して男性は63.7%と大きく上回る一方、パート・アルバイトでは、女性36.9%に対して男性は9.8%にとどまっています。

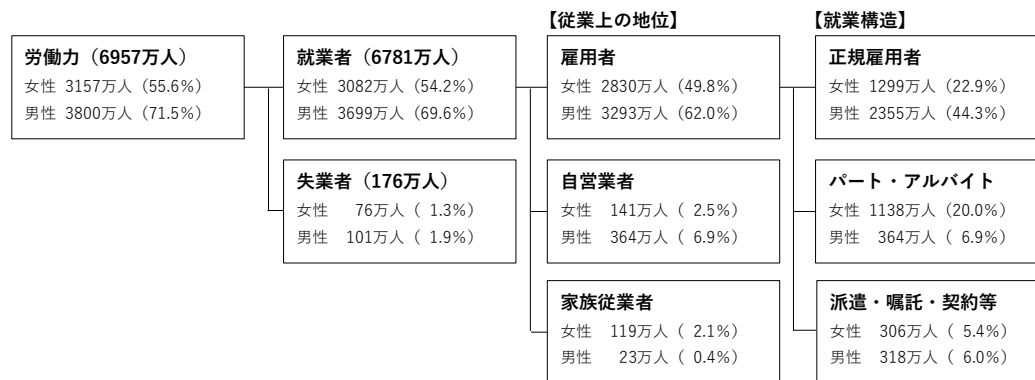
年齢階級別の労働力率(性・年齢別)をみると、斑鳩町・奈良県・全国の女性において、結婚・出産期にあたる年代で一度低下し、育児が落ち着いた年代で再度上昇するという、いわゆるM字カーブ*を描いていますが、平成27年と令和2年の斑鳩町の女性の結果を比較すると、全体的に労働力率が上昇しています。

また、男女別の所定内給与(所得税等を控除する前の給与から残業代を差し引いた額)は、男性一般労働者を100とした場合、令和6年で女性一般労働者は77.7、女性短時間労働者は61.9となっており、その差は縮小しているものの、まだまだ男女の格差が大きいことには変わりはありません。



資料：厚生労働省 「労働力調査」

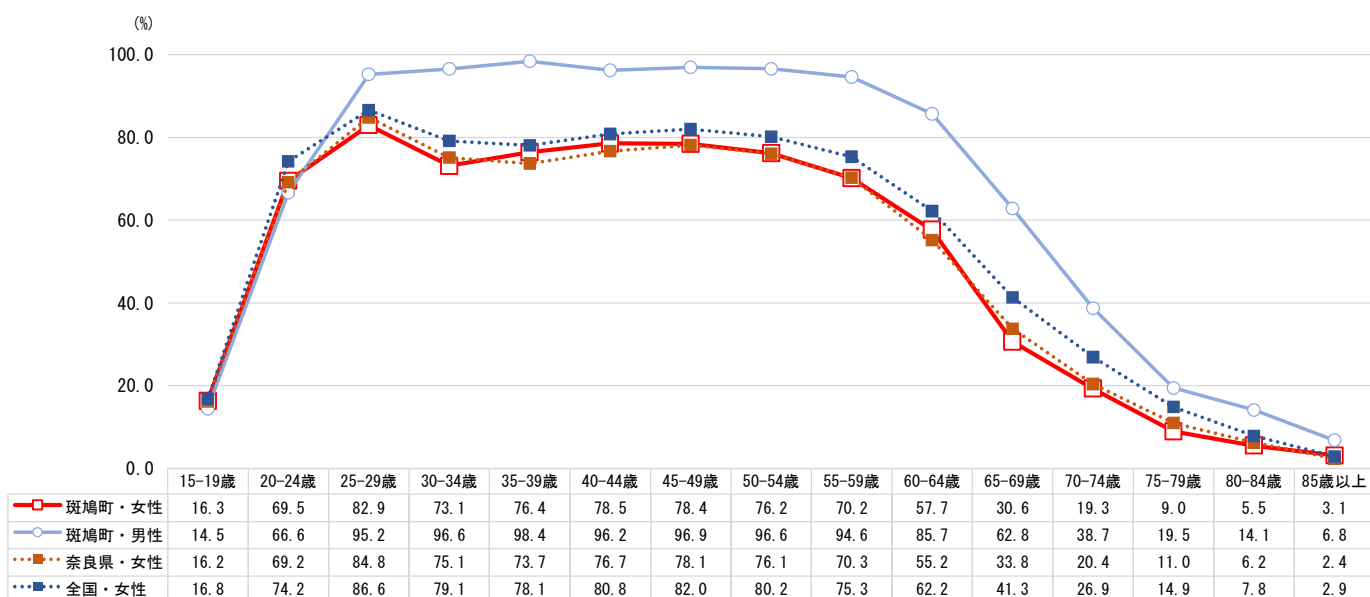
【令和6年の男女別の雇用をめぐる状況(全国)】



※ () 内は15歳以上人口に占める割合

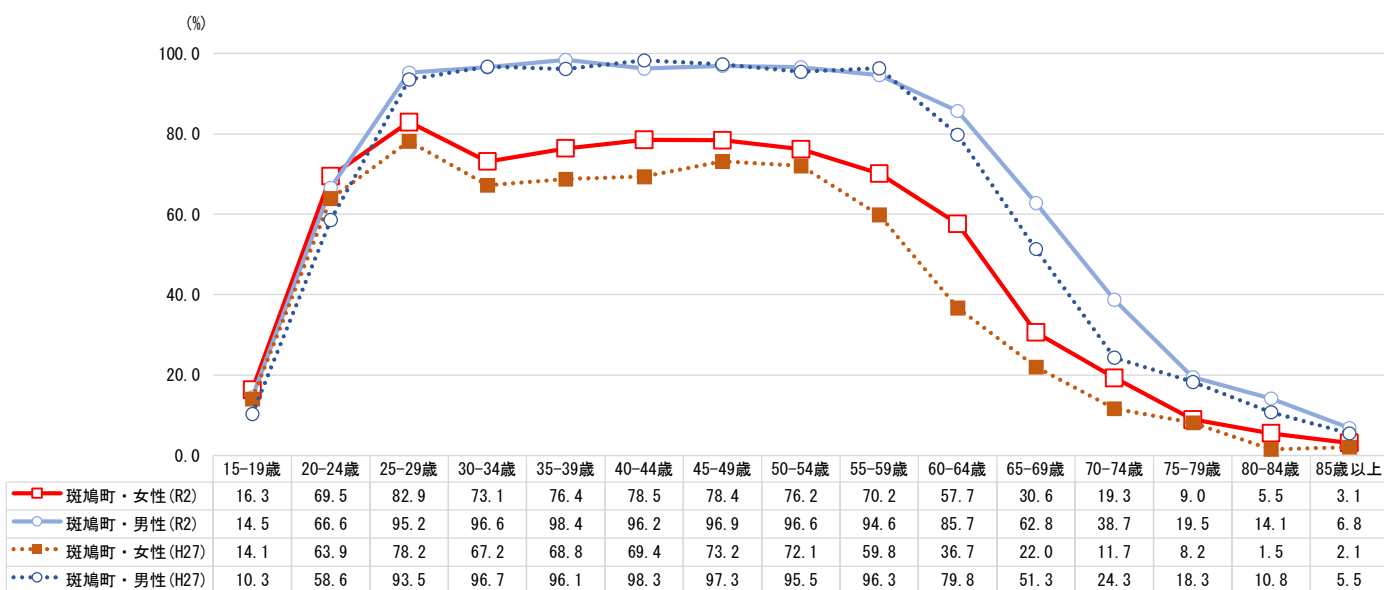
資料：厚生労働省 「労働力調査」

【性・年齢別労働力率の推移（斑鳩町・奈良県・全国 R2 比較）】



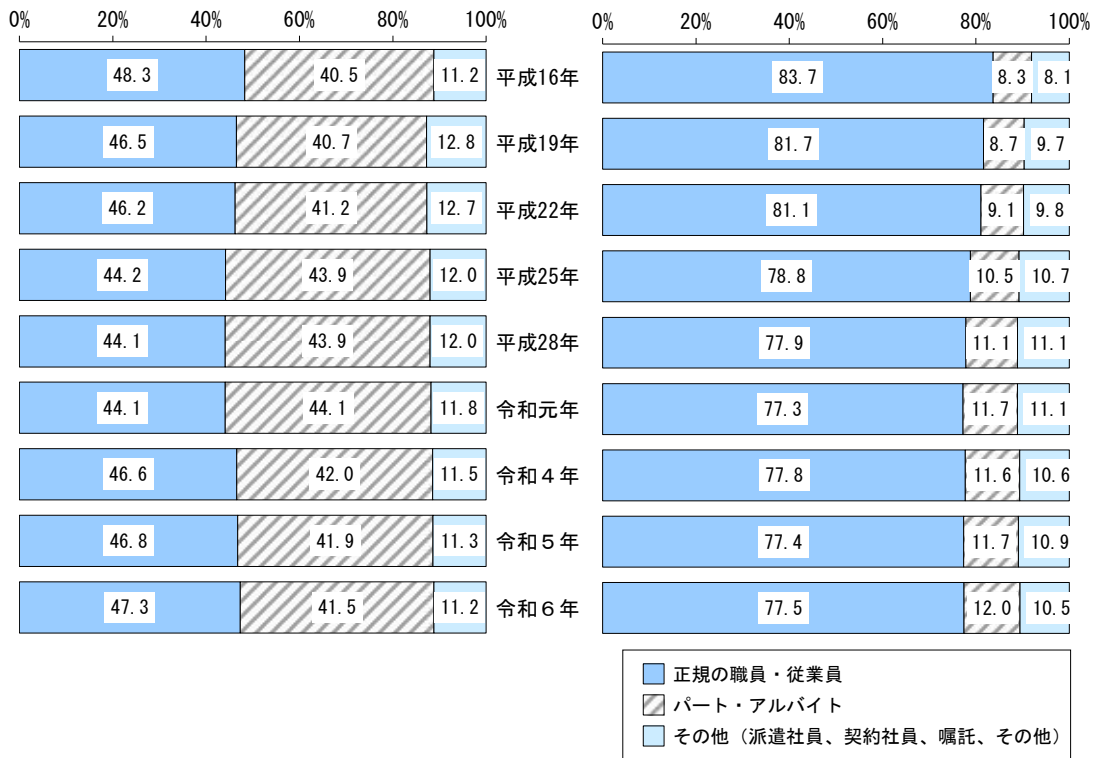
資料：総務省「国勢調査」

【性・年齢別労働力率の推移（斑鳩町 R2・H27 比較）】



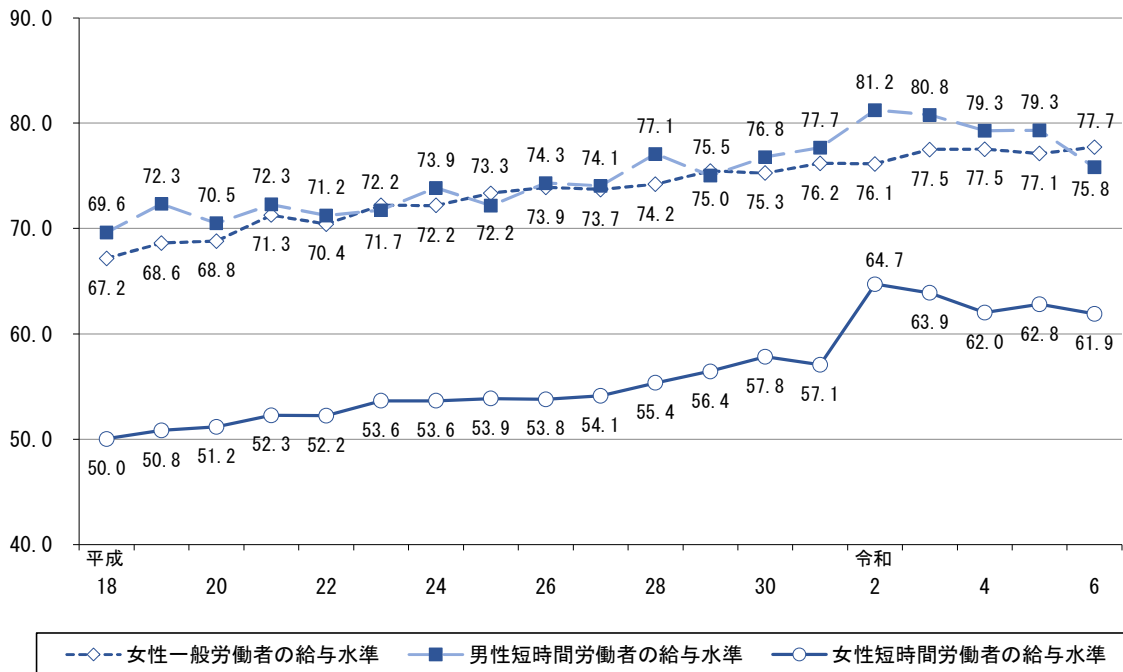
資料：総務省「国勢調査」

【短時間雇用者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省 「労働力調査」

【労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者=100）】

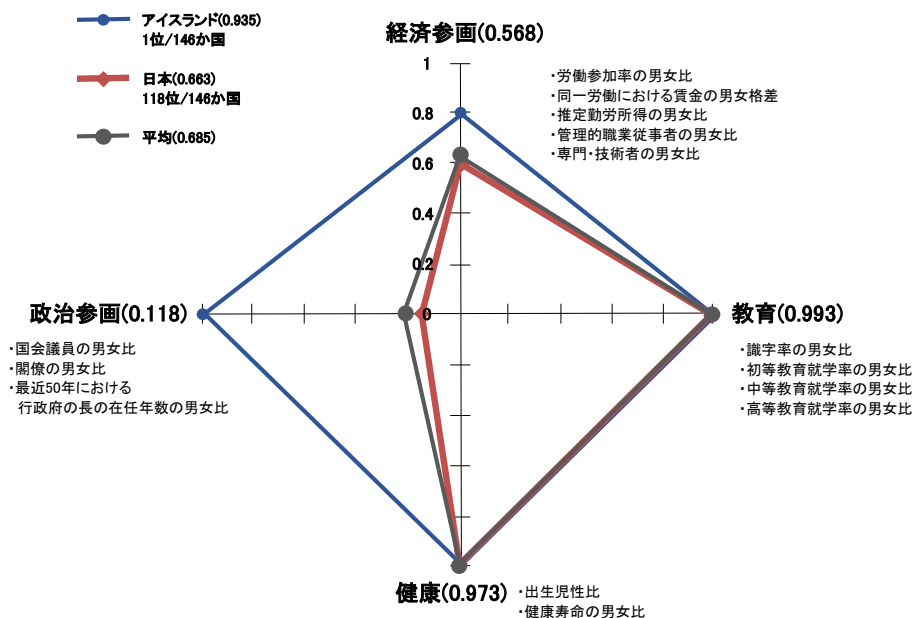


資料：厚生労働省 「賃金構造基本統計調査」

(4) 国際的指標からみる男女共同参画の現状

男女共同参画に関する国際的な指標であるジェンダー・ギャップ指数*をみると、日本は教育・健康の分野では順位が高いものの、「政治参画」「経済参画」の分野では順位が低くなっています。また、総合順位においても、他の先進諸国と比べると118位と低く、女性の参画が課題となっています。

【ジェンダー・ギャップ指数*の国際比較】



順位	国名	値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
4	ニュージーランド	0.835
5	スウェーデン	0.816
7	ドイツ	0.810
14	英国	0.789
22	フランス	0.781
36	カナダ	0.761
43	アメリカ	0.747
87	イタリア	0.703
94	韓国	0.696
106	中国	0.684
116	バーレーン	0.666
117	ネパール	0.664
118	日本	0.663
119	コモロ	0.663
120	ブルキナファソ	0.661

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2024)」より作成
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
 3. 分野別の順位: 経済(120位)、教育(72位)、健康(58位)、政治(113位)

資料：内閣府 男女共同参画局

【ジェンダー・ギャップ指数*の国際比較】

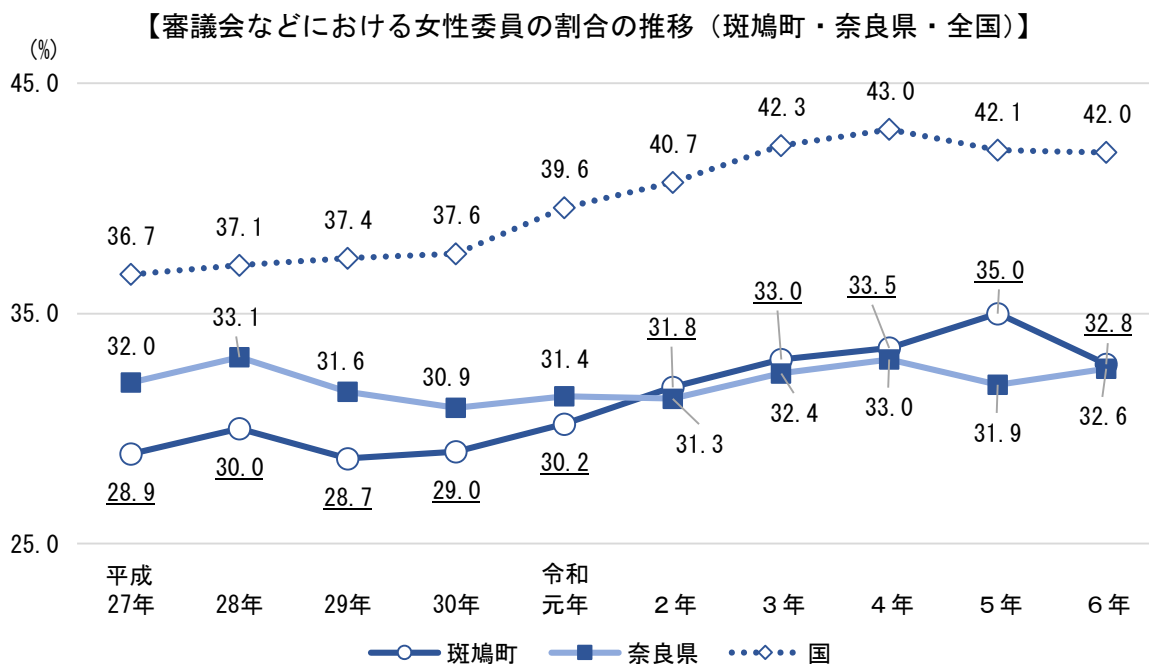
調査国数	総合		経済		教育		健康		政治		
	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	
令和6年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
令和5年	146	125	0.646	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
令和4年	146	116	0.650	121	0.564	1	1.000	63	0.973	139	0.061
令和3年	156	120	0.656	117	0.604	92	0.983	65	0.973	147	0.061
令和2年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
令和元年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
平成30年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
平成29年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
平成28年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103

資料：世界経済フォーラム (World Economic Forum) 「The Global Gender Gap Report」

(5) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

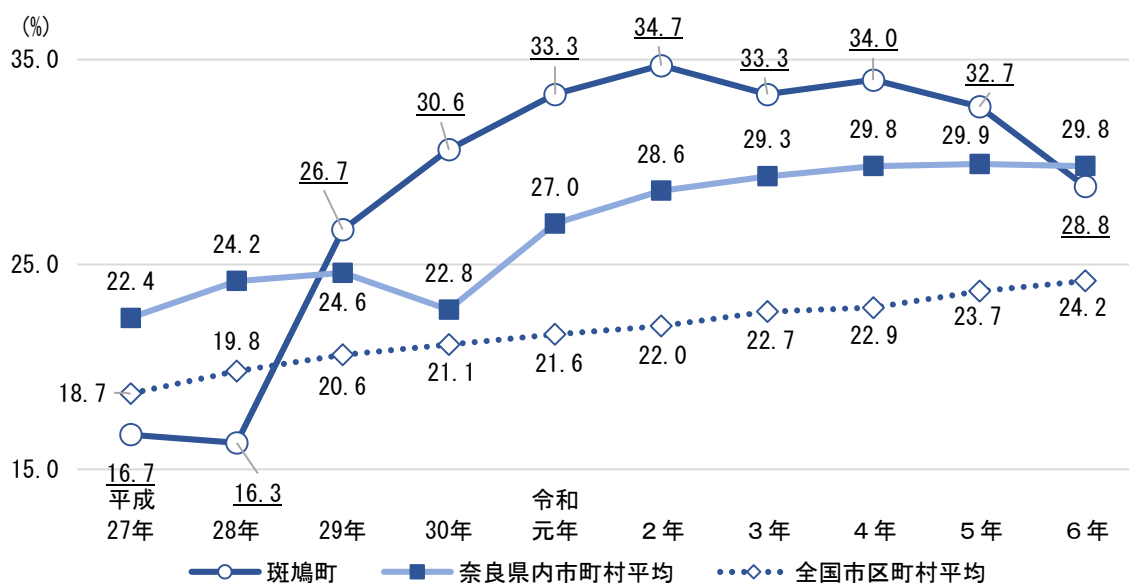
審議会などにおける女性委員の割合の推移をみると、本町では平成27年から令和2年にかけて奈良県、国を下回った推移を続けていましたが、令和2年以降は上昇傾向にあり令和6年で32.8%となっています。

公務員の管理職（課長補佐職以上）に占める女性の割合の推移をみると、本町では奈良県内市町村平均を平成29年から令和5年にかけて上回る推移をつづけておりましたが、令和6年では28.8%と少し下回った推移となっています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

【公務員（市町村）の管理職（課長補佐職以上）に占める女性の割合（斑鳩町・奈良県・全国）】



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

4. 住民意識調査からみえるもの

計画策定にあたっての基礎資料とするため、令和6年度に斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査（以下「住民意識調査」）を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識などの実態を把握しました。

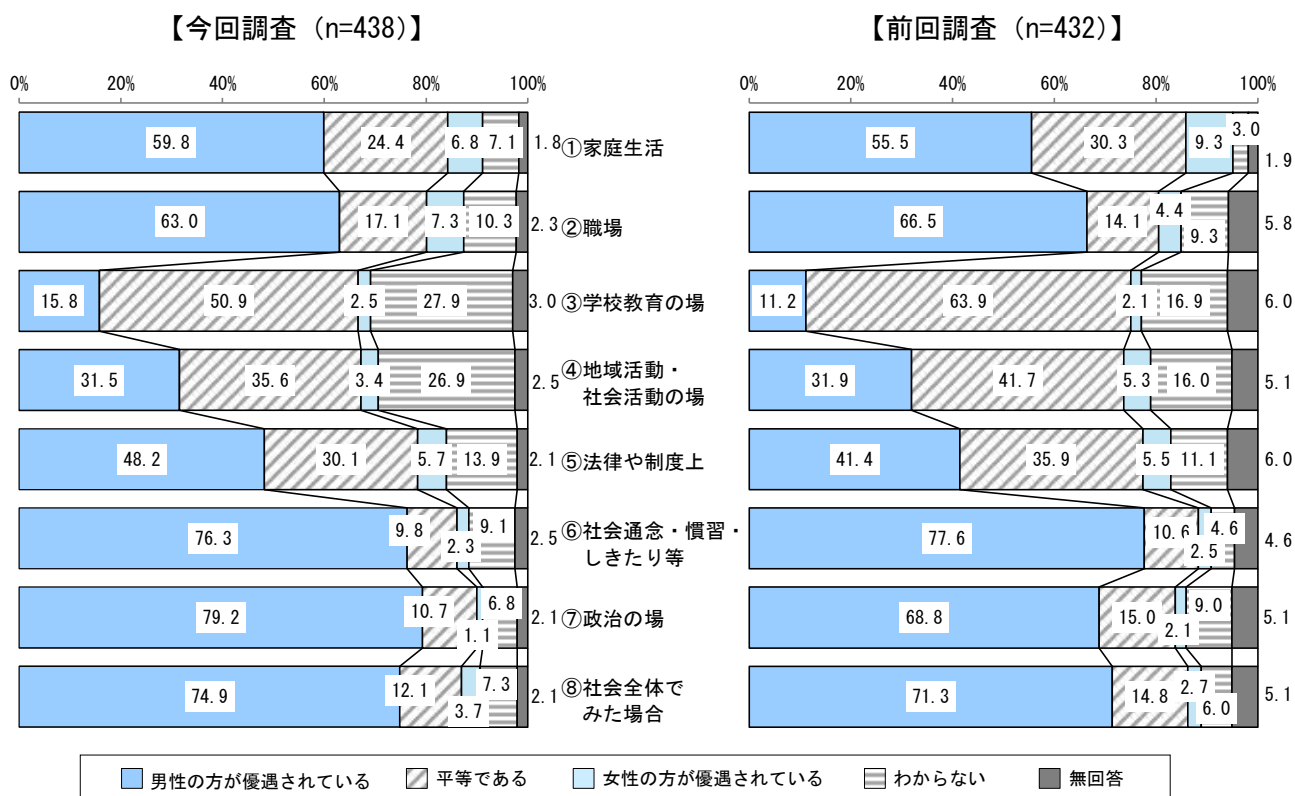
（1）住民意識調査実施の概要

- ・調査対象 斑鳩町在住の18歳以上の住民
- ・調査期間 令和6年9月30日～令和6年10月18日
- ・調査方法 郵送配布・郵送及びWEB回収
- ・回収状況 配布数：1,000件 有効回収数：438件 有効回収率：43.8%
※前回調査は平成26年度に実施

（2）住民意識調査結果の概要

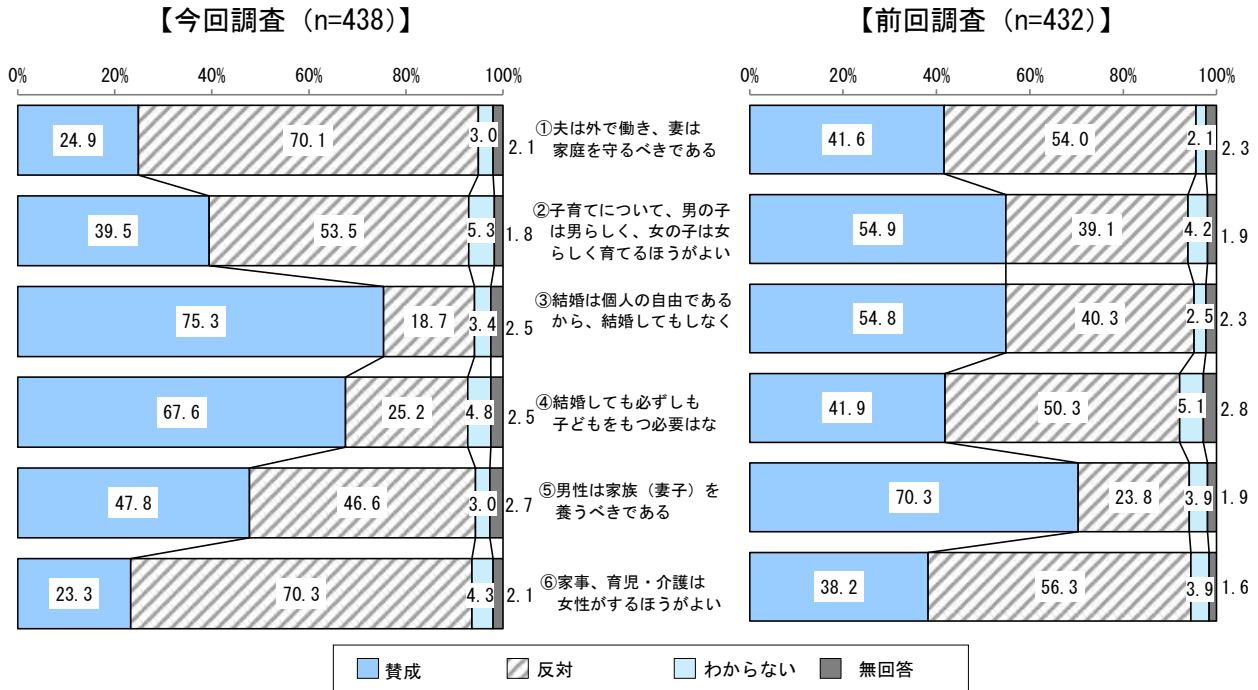
● 男女の地位の平等感

教育や地域活動の多様化、価値観の変化等の影響から、男女の地位の平等感に対する個々の理解や認識のばらつきが生み出されていると考えられます。



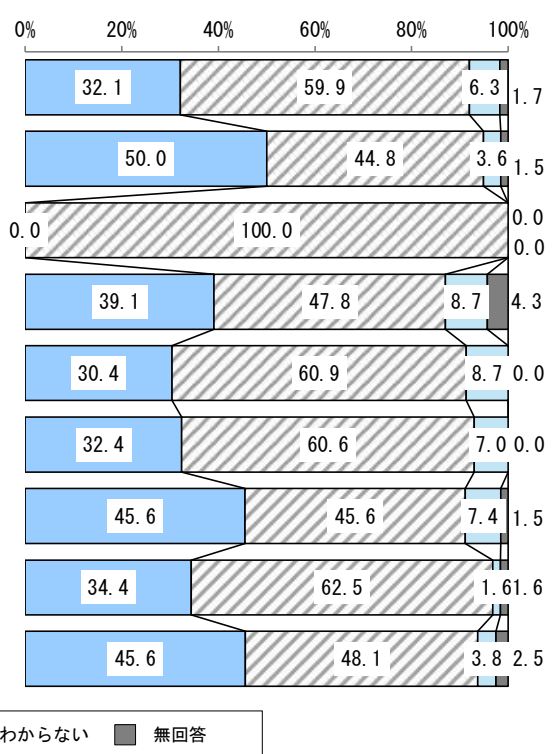
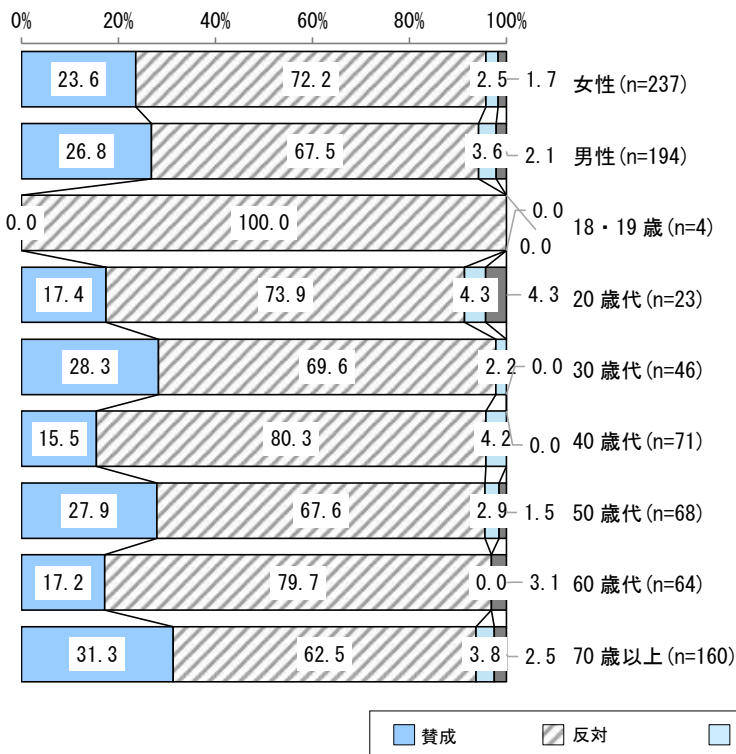
● 結婚観・家庭観

根強く残る昔ながらの価値観を変えるためには、教育や啓発活動を通じてジェンダー平等の重要性を広め、家庭や職場で実践していくことが重要です。

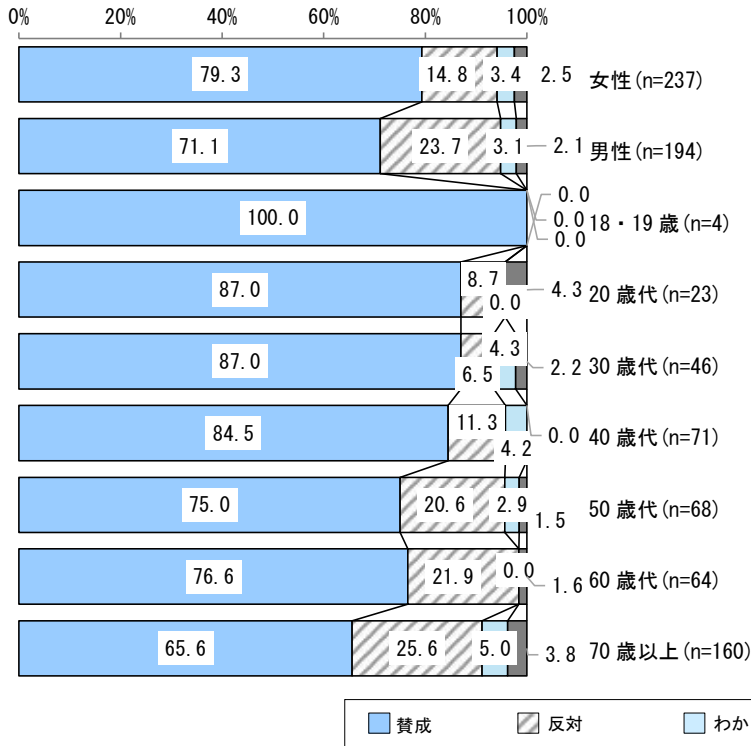


【①夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである (性別・年齢別)】

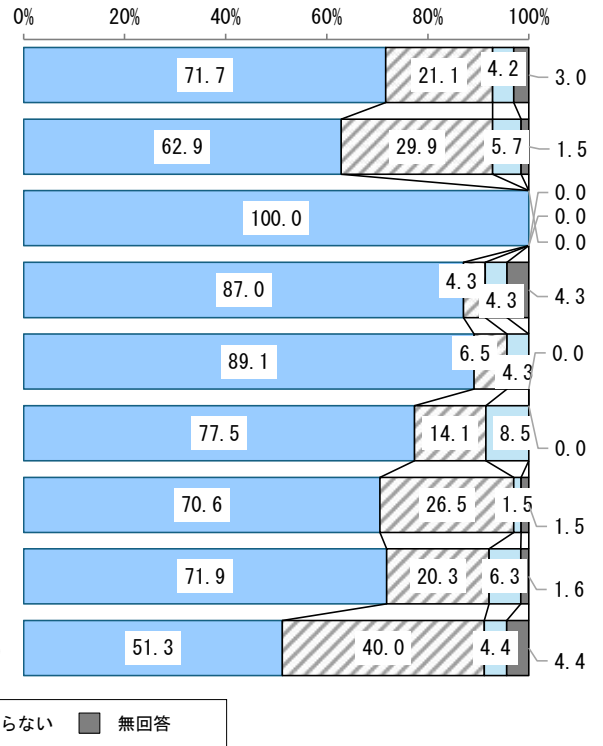
【②子育てについて、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい (性別・年齢別)】



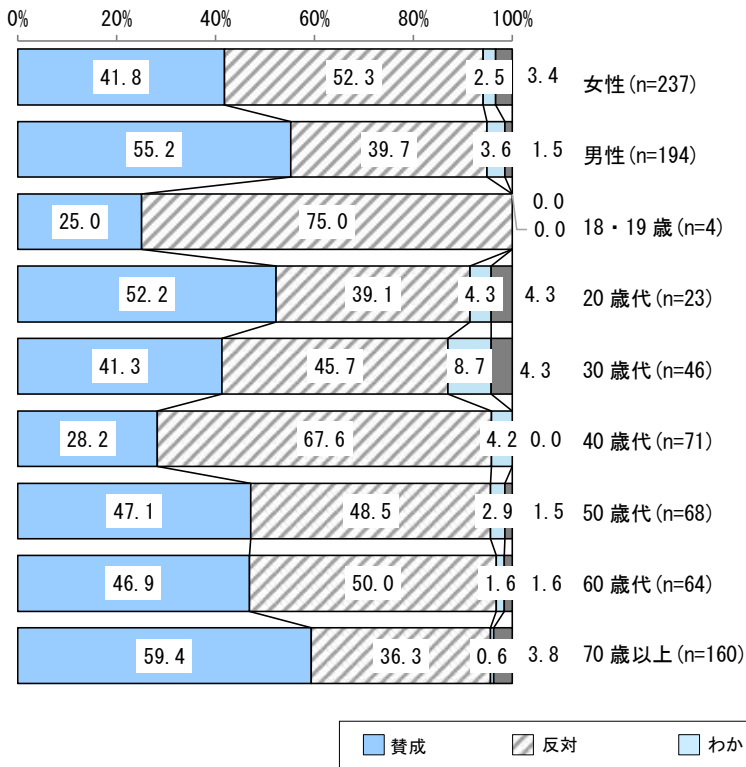
【③結婚は個人の自由であるから、結婚しても
しなくてもどちらでもよい (性別・年齢別)】



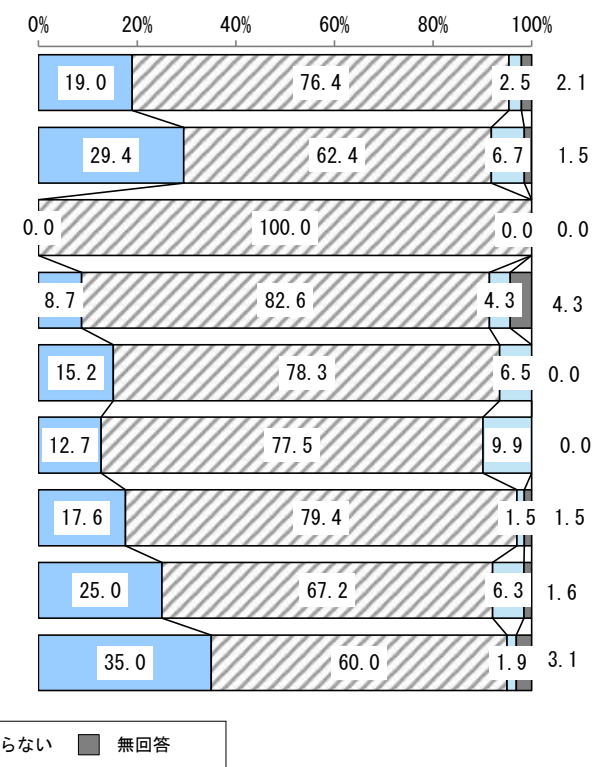
【④結婚しても必ずしも子どもをもつ
必要はない (性別・年齢別)】



【⑤男性は家族(妻子)を養うべきである
(性別・年齢別)】



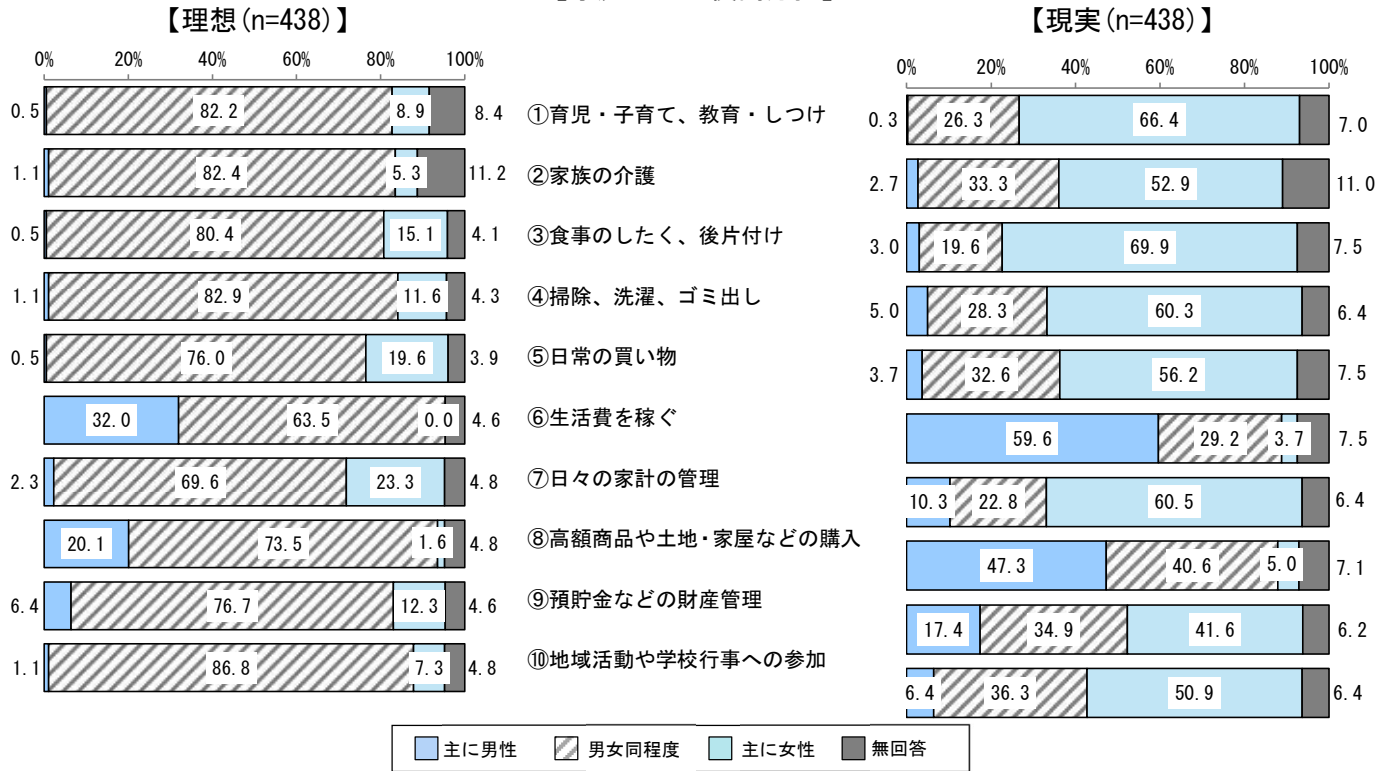
【⑥家事、育児・介護は女性がするほうが
よい (性別・年齢別)】



● 生活・しごと

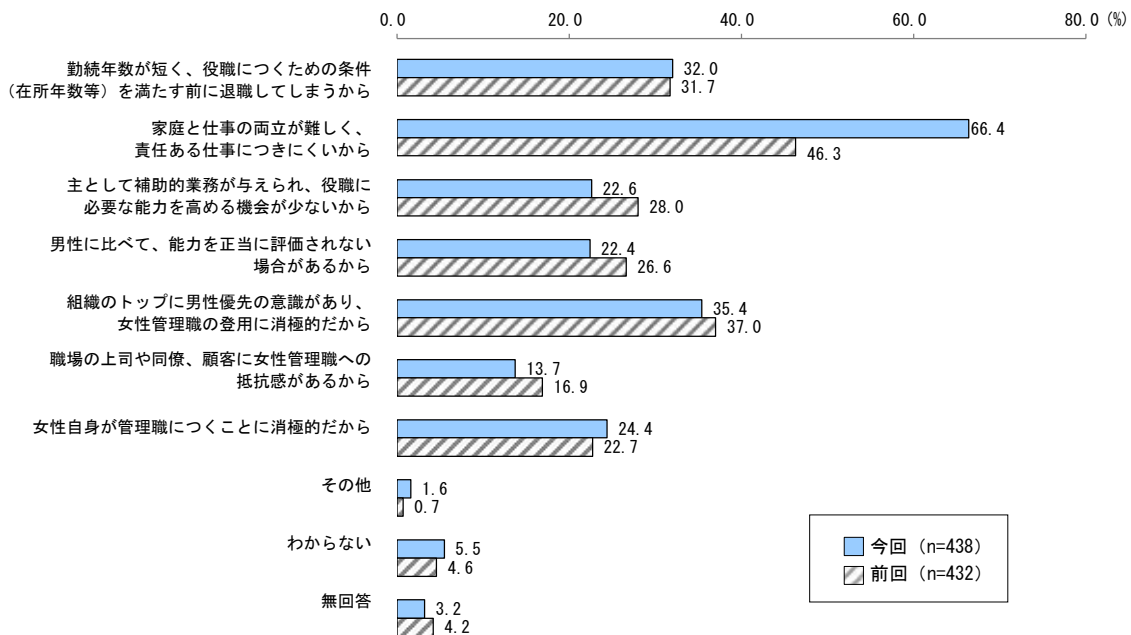
多様な働き方を求める一方で、仕事と家庭の両立が難しい状況は、女性の役職登用に影響を与えています。働く場での柔軟な働き方の導入や、組織内のサポート強化が必要であり、そのためには、性別役割分担の見直しと、誰もが生き生きとくらす環境にむけた社会全体の意識改革が重要です。

【家庭内での役割分担】

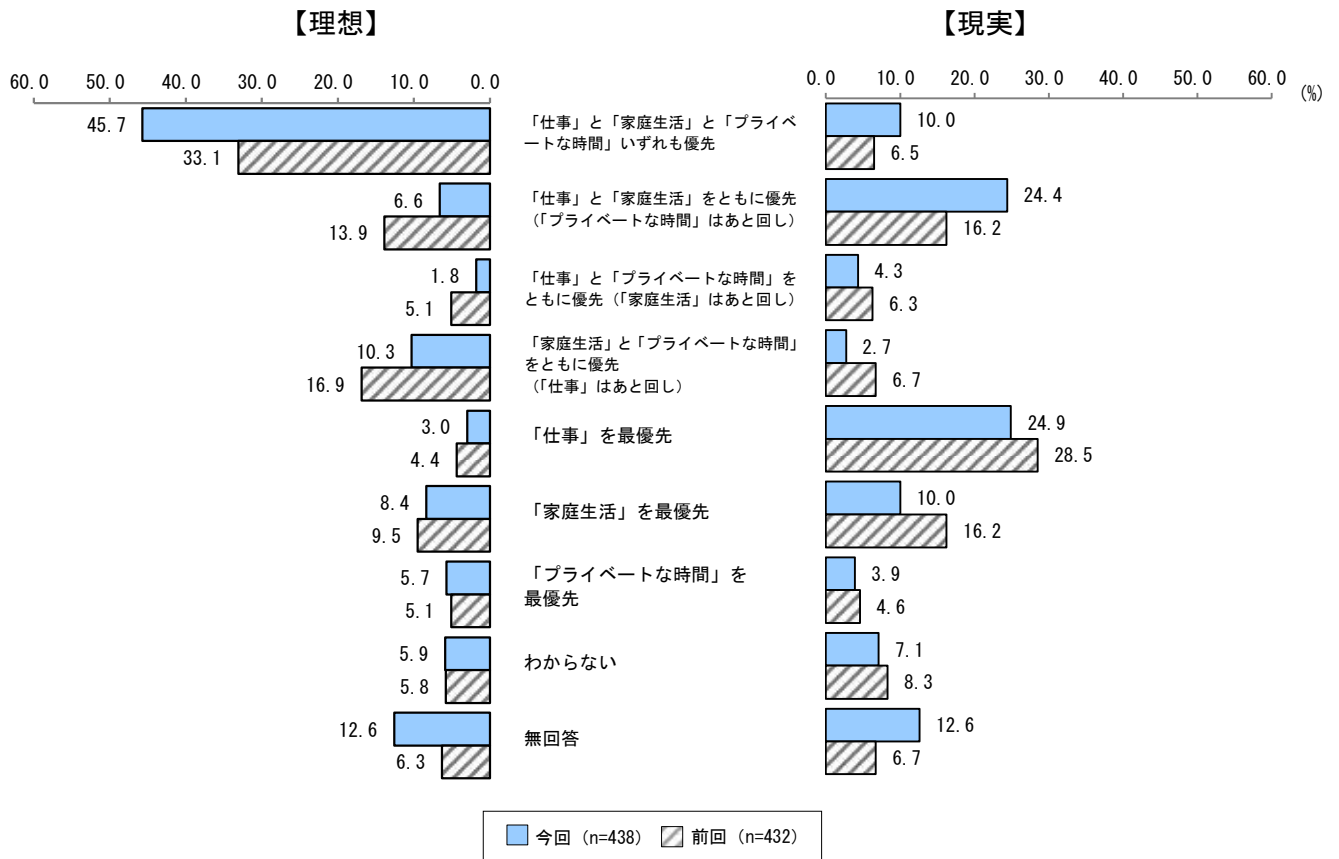


※ “①育児・子育て、教育・しつけ” “②家族の介護” については、それぞれ「家庭内に対象となる人はいない」と回答した人を除いて集計

【女性の役職登用がすすみにくい理由（経年比較）】



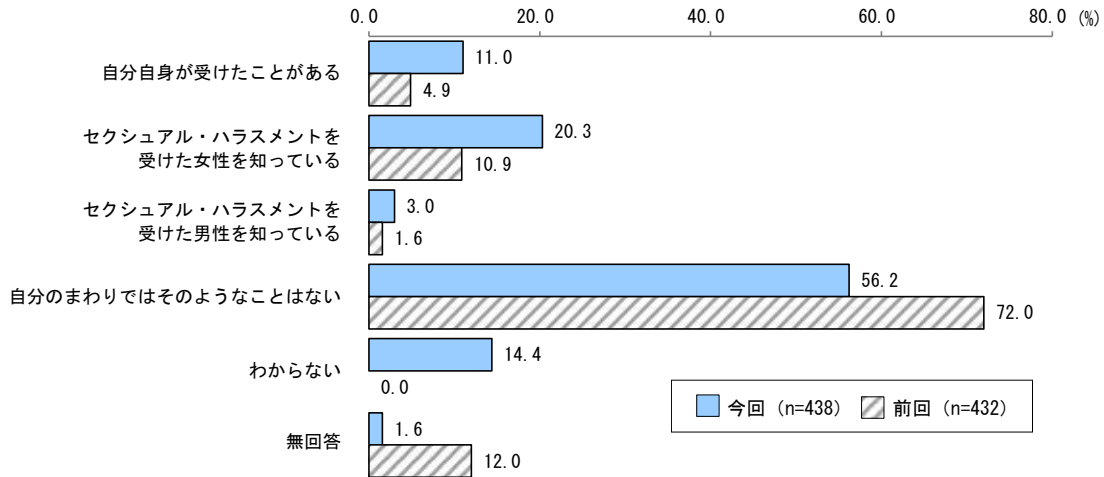
【仕事・家庭・プライベートの優先度（経年比較）】



● 男女の人権（セクシュアル・ハラスメント*、DV*）について

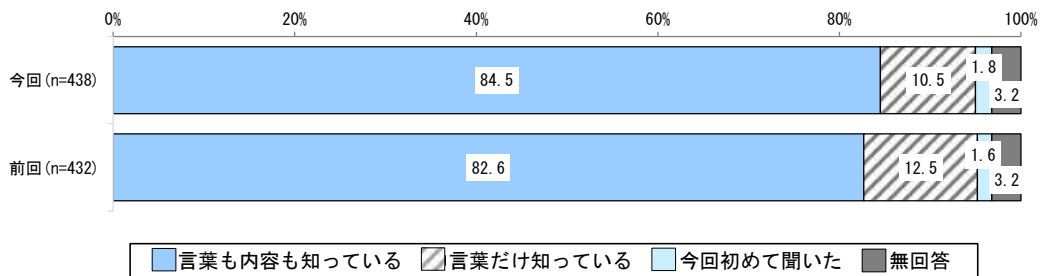
セクシュアル・ハラスメント*やDV*への社会的関心の高まりにより、これまで気づきにくく声を上げづらかった行為が問題として認識され、未然防止がすすんでいます。男女の人権に対する理解を深めることは、社会全体の意識改革と環境改善につながるため、教育と啓発活動を推進し、誰もが問題を正しく認識し、適切に対処できるようにすることが重要です。

【セクシュアル・ハラスメント*を見聞きした経験（経年比較）】

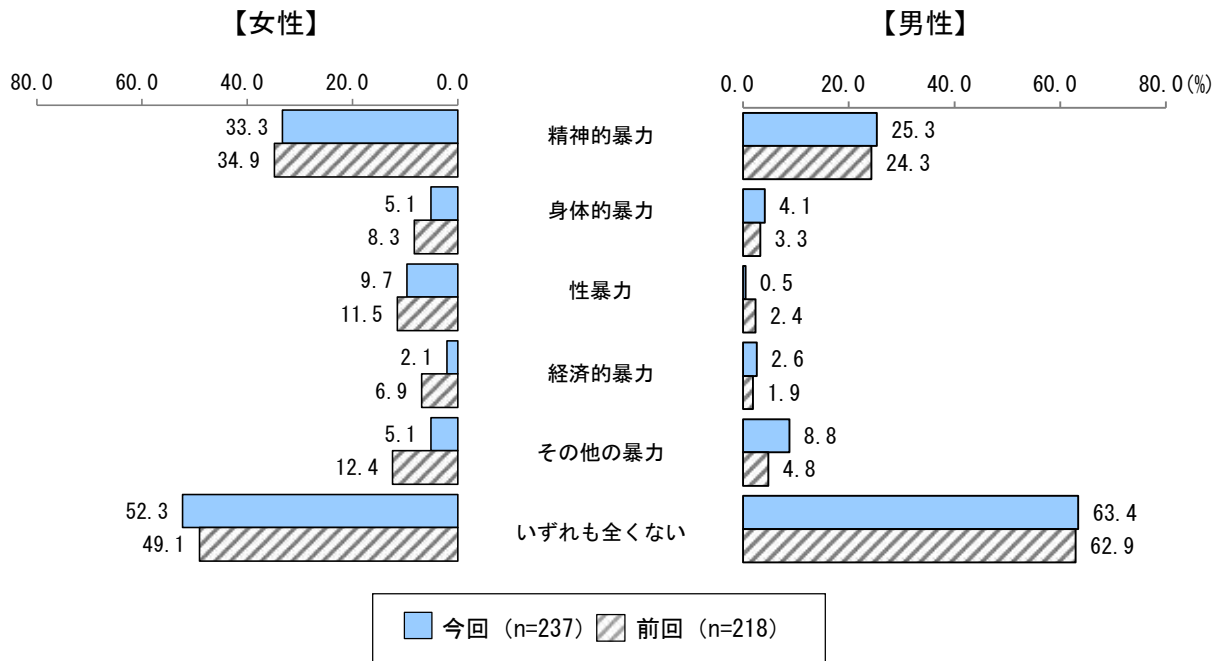


・前回調査では「わからない」の選択肢は無し

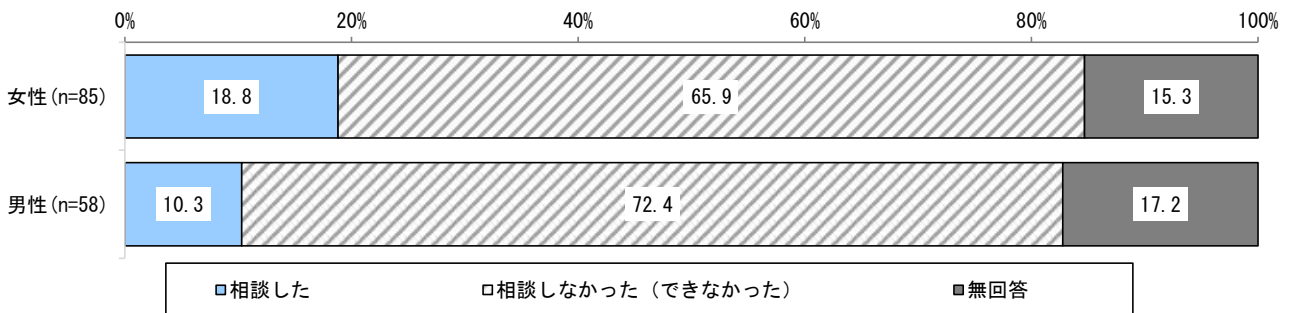
【セクシュアル・ハラスメント*という言葉の認知状況（経年比較）】



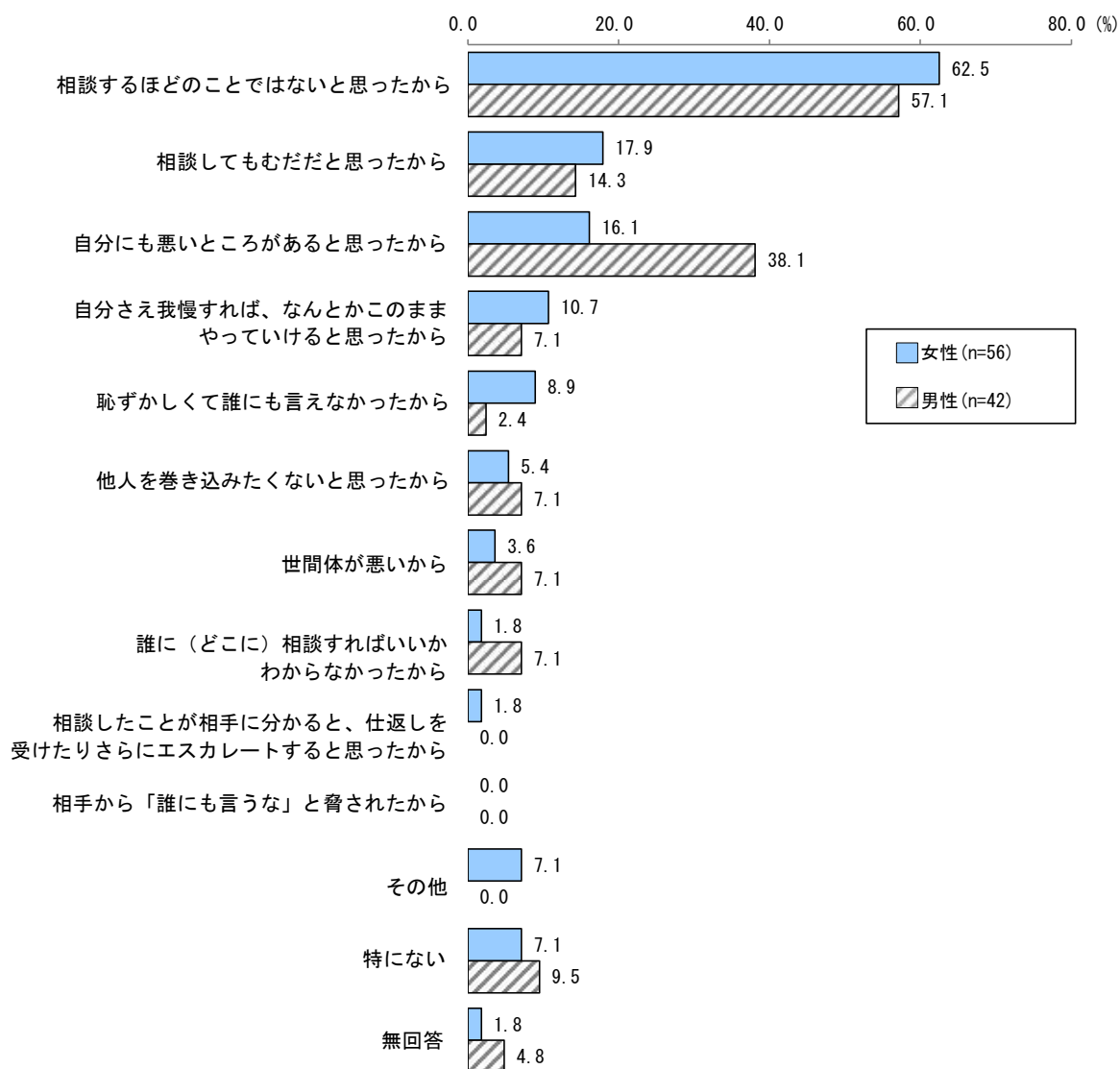
【DV*被害の経験（性別・経年比較）】



【DV*被害を受けた際の相談の有無（性別）】



【DV*被害を受けた際に相談しなかった理由（性別）】



● 性的マイノリティ*について

性的マイノリティ*が生活しやすい環境にするためには、行政や企業が積極的に子どもの頃からの正しい知識習得や安心して働ける環境整備等に取り組み、社会全体の多様性を尊重する文化を育むことが重要です。

【性的マイノリティ*にとって、現状は生活しづらい社会であるか（年齢別）】

